条例

公 布する 埼玉県本 人 確 認情報 \mathcal{O} 利用及 び 提供に関す る条 例 \mathcal{O} _ 部を改正 する条例をここ

平成二十七年七月十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第四十三号

第 例第六号) 埼玉県本 埼玉県 \mathcal{O} 本人確認情報 一部を次 人確認情報 \mathcal{O} ように \mathcal{O} 利 \mathcal{O} 用及 利用及び提供 改正する。 び提供に 関 に関する条例 する 条例 \mathcal{O} (平成二十二年埼玉 部を改正する条 一県条

人 確認情報 第一条中 「第三十条の七第三項」 を 「都道府県知事 保存本人確認情報」 を 「第三十条 \mathcal{O} に 八 改 に、「保 める。 存 期 間 に 係る本

に改め 第二条中「保存期間に係る本人確認情報」を「都道府県 る。 知事保存 本 人 確 認 情

域 の執行機関」に改め 内の 第三条中 市町 村の執行 「第三十条の七第四項第二号」 る。 1機関」 を「当該都道府 県の区域 を「第三十条の十三第一 の内の市 町 村 0 市 項」 町 村長その他 に、 区

号に掲げる に係る本人確認情報」 第四条中 場合における提供に限る。)」 「第三十条の を「都道府県知事保存本人確認情報」 七第四 項」を「第三十条の十三 を削る。 第一 に改 項」 に、 め、 「(同項第二 「保存期間

改 8 第五条中 「第三十条 \mathcal{O} 八第一項第二号」を「第三十条の十 五. 第 _ 項第二号」

第六 条中 「第三十条 0 八 (第二項) を 「第三十条 \mathcal{O} +五第二項」 改 める。

に係る本人 第七 条中 確認情報」 「第三十条の を 「都道府県知事保存本 八第二項」 を 「第三十条の 人確 認情 十五第二項」 報 に改 に、 める。 「保存 期 間

に改める。 第八条中 「保存期間に係る本 人確 認情報」 を「都道 府 県 知事保存 本 人 確認 情 報

第二条 する。 玉 県 本 人 確 認 情 報 \mathcal{O} 利 用 及 び 提供 に 関 す る条 例 \mathcal{O} _ 部 を 次 \mathcal{O} う 改 正

号」に 第六条及び 改め 第 七 条中 「第三十条の 十五 第二項」 を 「第三十条の + Ŧī. 第二項第二

附則

成二十 \mathcal{O} 年 例 は 月 平成二十 日 カュ 5 七年十月五 行 す 日 カコ ら 施行する。 ただし、 第二条 \mathcal{O} 規定 は 平